

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目： 基盤研究(C)

研究期間： 2007～2008

課題番号： 19500711

研究課題名(和文) 職業倫理教育プログラムの構築

研究課題名(英文) Construction of Educational Program for Professional Ethics

研究代表者

新田 孝彦 (NITTA TAKAHIKO)

北海道大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：00113598

研究成果の概要：大学(院)における「職業倫理教育」のモデル・プログラムー1期15回分の授業資料(倫理学の基礎理論、企業・組織倫理の主要課題に関する諸理論と基礎文献、組織における意思決定理論とその適用、倫理綱領の構成要素と構造、失敗事例に関するケース・スタディなどを含む講義資料、講読用文献資料、意思決定分析シート等)ーを開発した。併せて、各種企業や官庁等の組織におけるコンプライアンス体制に関するヒアリング調査を実施した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,500,000	750,000	3,250,000

研究分野：倫理学

科研費の分科・細目：科学教育・教育工学・科学教育

キーワード：倫理学・職業倫理・職業教育

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 企業や官公庁・教育機関などを舞台としたいわゆる「組織性不祥事」の多発は、職業倫理教育の必要性を強く示唆している。

(2) 研究代表者・分担者は、科学技術倫理教育に関する調査・研究を重ねてきた。

(3) この実績をもとに、高度専門職業人の育成を図る大学(院)において一般的職業倫理教育のためのプログラムを開発することが可能であり、また急務であると判断した。

## 2. 研究の目的

(1) 准専門職のための職業倫理教育プログラムとコンテンツの開発。

現代日本における大学(院)の卒業・修了者の大半は、伝統的な専門職(医師・法律家)以外の職業に就くが、同時にその職業は高度な専門的知識を必要とし、社会的にも大きな影響力をもちうる。このような職業ー管理職以上の公務員や会社員、教師、科学技術者などを「准専門職」と呼ぶならば、准専門職に対する職業倫理教育こそが求められている。

(2)企業や官公庁などの組織におけるコンプライアンス体制や倫理教育の実態調査。

大学（院）の卒業・修了者が准専門職として働くことになる各種組織におけるコンプライアンス体制や倫理教育の実態を把握し、それを職業倫理教育プログラムに反映させることが必要である。

### 3. 研究の方法

#### (1)職業（専門職）概念の明確化

伝統的な専門職を準拠枠として、現代における職業概念を検討し、准専門職概念を明らかにする。同時に、伝統的な専門職概念の有効性と新たな定義可能性を探究する。

#### (2)組織倫理の調査・分析

インターネット調査やヒアリング調査を通じて、企業や官公庁などの組織におけるコンプライアンス体制や倫理教育の実態を把握する。

#### (3)教育プログラムとコンテンツ開発・実施

上記の成果および従来の研究成果をもとに、具体的な講義資料を作成・実施する。

### 4. 研究成果

#### (1)職業（専門職）概念の明確化

「専門職(profession)」の古典的定義およびその問題点、現代における職業概念の特質と課題の検討により、〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」〉という専門職の新たな規範的定義を提示した（論文「世界市民としての専門職業人」）。

##### ①古典的定義の再検討

専門職の古典的定義はヨーロッパ中世社会に由来するが、しかし「定義」が本質的に解釈学的循環によってのみ与えられ、かつ専門職という言葉が重要な機能的意味をもつことを考慮した場合、古典的定義を準拠枠として現代の職業を専門職・准専門職・非専門職等に区分することは、もはや妥当性を持ちえない。たとえば、技術業や教育職などは、古典的定義に従えば専門職とは見なされえないが、これは職業の実態（社会的機能）に即した理解とは言えない。

##### ②現代における専門職の価値下落

他方、H. アレントの議論を参照すれば、現代は「労働する動物の勝利した時代」であり、あらゆる職業活動が「労働（サービス）化」された時代である。このことは、現代において専門職の価値が下落したことを意味する。

##### ③専門知のブラックボックス化とリスクの不可視化

それにもかかわらず、現代において「専門

知」は従来とは比較できないほどの社会的影響度を強めている。それは、専門知が凝縮された「技術」（科学技術のみならず社会技術も含めて）がパッケージ化されることによって、非専門家でも容易に最先端の技術を使用できるという事態が生み出されているからであり、この技術のブラックボックス化は同時に、リスクの不可視化を招いているからである。

##### ④新しい職業倫理

こうした状況の中で、K. ポパーは、専門知を駆使する知識人のもつべき職業倫理を、専門職業人個人が真理と確実性を所有することで権威を保持するという古い専門職倫理に対抗するものとして、「可謬性の原則」と「合理的討論の原則」、「真理への接近の原則」に基づいて提示した。

##### ⑤現代における専門職の課題

ポパーの提唱する新しい職業倫理の根底には、アレントの「公共世界への関心」という、I. カントに由来する理念がある。専門職業人に求められているのは、労働する動物の勝利した現代において、労働・仕事・活動の序列を再転倒すること、つまり、労働の仕事化と仕事の活動化である。このことは、生命の原理を根底に置いた幸福の原理を克服することによってのみ行われうるが、これはカントが「世界市民」という理念で構想した人間のあり方に他ならない。

##### ⑥世界市民としての専門職業人

カントの言う「世界市民的社会」とは、専門職業人の集団的自律（専門職の古典的定義の中核的概念）と、個々の専門職業人による市民としての自律が合致する社会である。これはたんなる夢想ではなく、官公庁はもとより多くの学協会や企業が「公衆への責任」を倫理綱領等に掲げているということは、現にわれわれが専門職業人のあり方を「世界市民」という理念に即して構想していることを物語っている。それゆえわれわれは、「専門職」を〈公共世界への関心を自らの義務として引き受け、公衆に対する説明責任を果たす「世界市民としての職業人」〉と定義することができるのである。

#### (2)組織倫理の調査・分析

札幌圏の代表的な企業（運輸・銀行・エネルギー・放送局）4社および官公庁2組織に対して、コンプライアンス体制や倫理教育の実態に関するヒアリング調査を行った。主な質問項目は以下の通りである（質問項目は金沢工業大学応用倫理研究所作成のリストを参照した）。

- ・倫理方針／・実施計画／・トップの役割
- ・風通し／・広報／・倫理研修体制
- ・相談窓口／・問題発生時
- ・モニタリング／・報奨制度

この調査の主要目的は組織倫理の実態を教育プログラムに反映させることにあり、この研究の範囲内では詳細な分析を行ってはいないが、主要な倫理的課題が業種ごとに異なり、それゆえコンプライアンス体制や倫理教育・研修も業種や規模に応じて相当程度異なっていること、しかしながら大学(院)における倫理教育に対する期待は、おしなべて基礎的な倫理教育にあることを確認できたのは大きな成果であった。

### (3) 職業倫理教育プログラム

本研究において開発・実施した職業倫理教育プログラムとコンテンツの概要は以下の通りである。

- ① 授業科目名：「企業倫理・組織倫理」
- ② 対象者：大学院修士課程学生
- ③ 単位：2単位 (15回/90分)
- ④ 教育目標：

〔授業の目標〕 大学院修了者に要求される高度な倫理意識を持った専門職業人を育成するために、企業および組織に関わる倫理を理論と事例研究の両面から学修することによって、適切な倫理的考察力と倫理的判断力を涵養すること。

〔到達目標〕 1. 規範倫理学の基礎を理解すること。2. 企業・組織倫理と職業倫理に関する理念と実態を理解すること。3. 事例研究に基づいて自ら事例分析を行うことができるようになること。

### ⑤ 授業の概要

- 第Ⅰ部 規範倫理学の基礎
  - 第1講 倫理学の課題・方法・目標
  - 第2講 規範倫理学の概要
- 第Ⅱ部 公共性の概念と企業の社会的責任
  - 第3講 公共性の概念
  - 第4講 企業の社会的責任論
- 第Ⅲ部 職業倫理と企業倫理
  - 第5講 職業倫理
  - 第6講 企業倫理
- 第Ⅳ部 倫理問題の考察法と意思決定法
  - 第7講 倫理問題の類型と考察法
  - 第8講 意思決定法
- 第Ⅴ部 事例研究と事例分析
  - 第9講 失敗事例の分析法
  - 第10講 事例研究

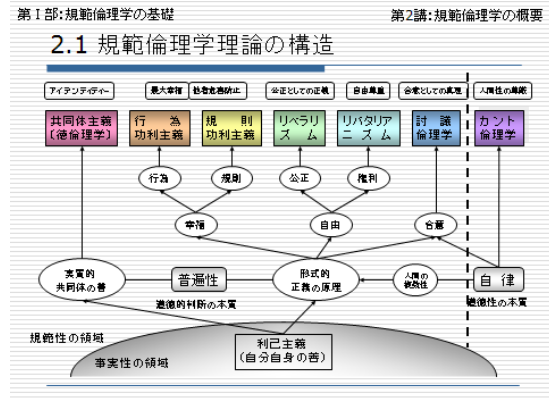
### ⑥ 講義内容の概略

第Ⅰ部：倫理学理論に習熟していない学生を対象に、規範倫理学諸理論の概要を示す。

第1講：倫理学の基本課題が「行為に関する事柄を(いかなる仕方で行うべきであるか)」という観点から考察すること(アリストテレス)にあり、これを規範的な方法で、しかも批判的に考察し、現代社会における多

様な倫理的問題に関して、自分自身の十分に基礎づけられた理性的洞察に基づいて、合意を得ようとするのが規範倫理学の目標であることが示される。

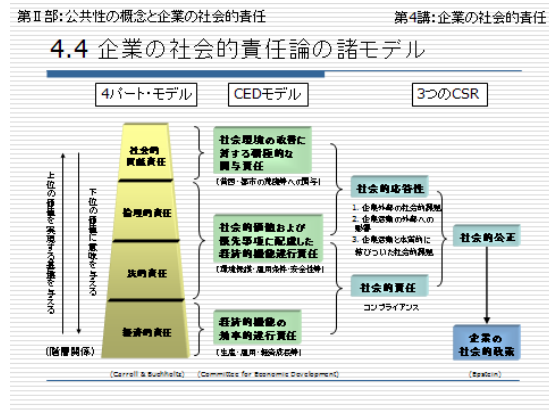
第2講：規範倫理学諸理論の全体的な布直構造を次の図によって示し、特に企業倫理や組織倫理にとって重要な社会契約論、功利主義、カント倫理学、徳倫理学、道徳的多元主義の特質を簡略に説明する。



第Ⅱ部：企業や組織の社会的責任論の基礎となるべき「公共性」の概念を検討し、企業の社会的責任論の諸類型を示す。

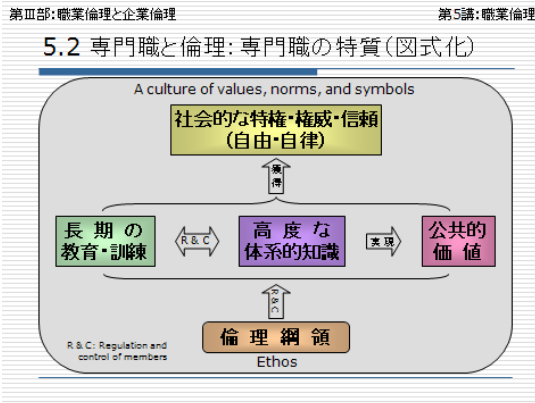
第3講：「公共性」を、「public-private」(ヨーロッパ)・「公-私」(中国)・「おおよけ-わたくし」(日本)という概念対の相違、「public」概念がもつ official, common, open という三義、国民共同体論と市民的公共性の対立といった多面的な側面から分析し、さらに職業倫理にとって重要な「市民的公共性」概念を、近代以降の歴史的展開に即して検討する。

第4講：企業の社会的責任論の諸類型を、「ストックホルダー論」と「ステイクホルダー論」、経済開発委員会モデル(米国)、4パートモデル、3つのCSRモデル、あるいはトリプル・ボトムライン論などに即して提示し、併せてハイエク等による根本的批判の視点をも示すことで、複合的な理解を図る。

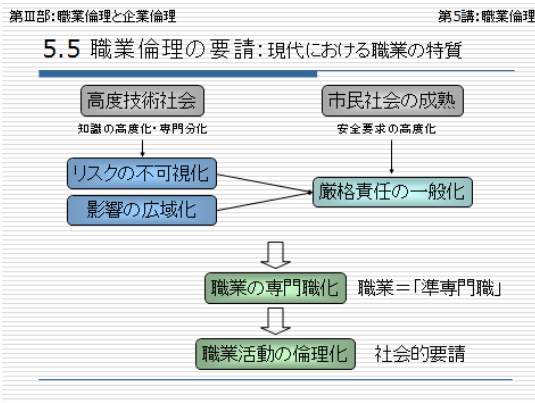


第Ⅲ部：職業倫理・専門職倫理と企業倫理をその理念・歴史・実態という観点から解明する。

第5講：職業と専門職の特質を、古典的な専門職に即して明らかにする。専門職の古典的な定義における各要素の関連は以下の図で示される。



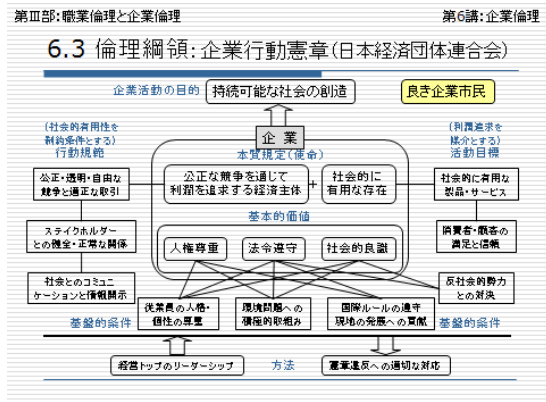
さらに、現代における職業活動の地位の検討に基づいて、現代において職業倫理が要請される背景を「高度技術社会」と「市民社会の成熟」という二つの観点から示す。



また、古典的な専門職の倫理綱領の分析に基づいて、倫理綱領の構成要素を析出する。すなわち、倫理綱領に含まれるべきは、1. 当該職業が体現すべき社会的「価値」、2. 当該職業に固有の社会的「使命」および職業そのものに対する忠誠義務、3. 当該職務遂行に求められる人格的資質という「徳目」および専門的知識・技能の向上義務である。

ポパーの提唱する知識人のための「新しい職業倫理」は、現代における職業倫理を考えるための基礎を与えるものと位置づけることができる。

第6講：職業倫理一般に関する上記の分析をもとに、企業における倫理綱領のモデルを日本経済団体連合会の企業行動憲章に求め、その構造を以下の図のように分析する。

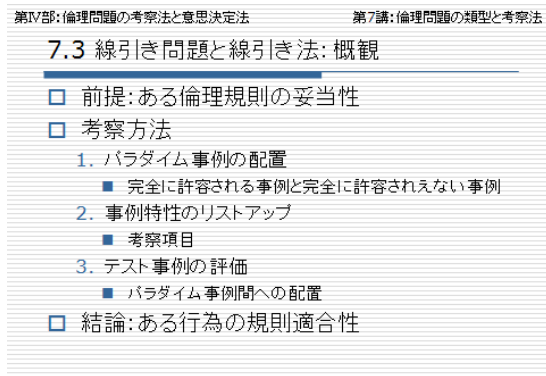


企業倫理に関連する諸要素に即して、企業倫理の具体的諸問題(約20テーマ)に関する基礎的な文献を提示し(主要テキストはT. ビーチャム/N. ボウイ編『企業倫理』)、分担を決めて、対立する見解の要約と問題点を受講者に報告させる(1テーマ30分程度)。

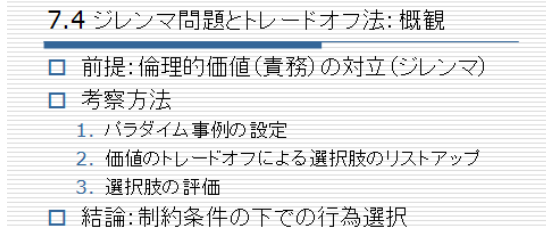
第Ⅳ部：倫理問題の類型と問題考察法、および意思決定法について学ぶ。

第7講：主要な倫理問題を「線引き問題」・「ジレンマ問題」・「創造的解決問題」に類型化し、具体的な問題事例に即して、対応する解決法「線引き法」・「トレードオフ法」・「再構築法」を解説し、また練習問題によって事例分析の手法を総合的に身につけさせる。

以下は、それぞれの問題類型を概観するのに使用したスライドの一部である。



(Ch. 1)リス他『科学技術者の倫理』(第2版)、丸善、2002)



(Ch. 1)リス他『科学技術者の倫理』(第2版)、丸善、2002)

7.5 創造的解決問題と再構築法:概観

- 前提:完全な倫理的解決の不可能性
- 考察方法
  1. 未解決問題の発見
  2. 完全な解決の構想
  3. 現実化の構想
- 結論:問題(ジレンマ)回避の予防策

demarcation method  
trade-off method

(cf. A. Weston, A 21th Century Ethical Toolbox, Oxford, 2001.)

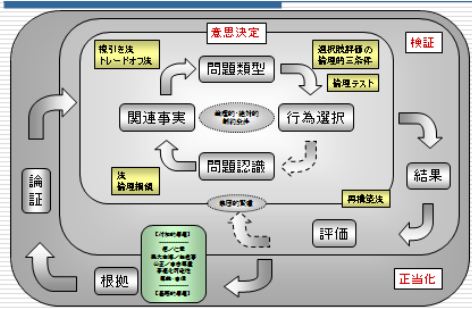
第8講:倫理問題の考察法を意思決定法という観点から再整理し、より簡略化された倫理テストや倫理フィルターの諸バージョンを紹介するとともに、具体的な問題事例を意思決定法に則って考察する訓練を行う。

意思決定法としては、Seven-Step Guide や Six Steps、新たに開発したN-model など、倫理テストとしては IBE モデルや TI モデル など、内外の企業が実際に採用しているものを紹介する。

また、「ギルバイン・ゴールド」事例を使用し、Seven-Step Guide に則った事例分析を行うことで、倫理問題を総合的に分析し、意思決定を行う訓練とする。

ちなみに、意思決定のための N-model の全体構造は以下の通りである。

8.2 N-model 全体構造

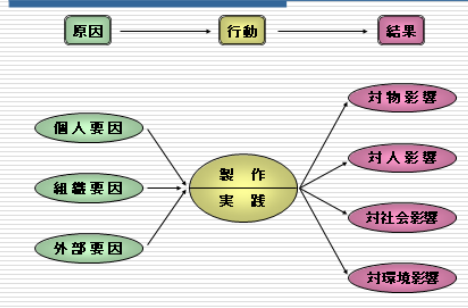


第V部:事例研究と事例分析の手法を企業倫理に適用し、組織性不祥事の防止に役立てるために、企業事件史を概観し、「JST 失敗まんだら」や犯罪分析の図式を利用して企業事件の発生構造を明らかにするとともに、「悪いとわかってはいるが、やってしまう」理由を道徳性の発達理論などを参照しつつ構造化する。

第9講:企業事件を「公害・事故型」・「経済犯罪型」・「偽装・隠蔽型」・「人権侵害型」の4類型に区分し、主に1990年代以降の企業不祥事・事件・事故を概観する。また「JST

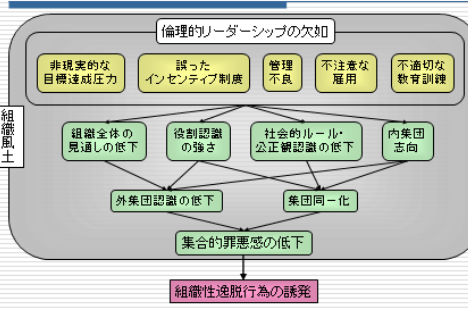
失敗まんだら」などを参考に、以下の図によって原因分析のための指標を提示する。原因は「個人要因」・「組織要因」・「外部要因」に区分する。

9.2 原因分析図式:行為・出来事連鎖



さらに、本間道子らの組織性逸脱行為研究や、L. S. ペインの企業倫理研究をもとに、企業事件における組織性要因の重要性を次図のように示す。

9.3 企業事件の発生構造:組織要因の重要性



最後に、組織性不祥事に関して、個人要因・組織要因・背景要因の関連を以下のように整理する。

- 〔個人要因〕
- ・ 帰属意識や役割意識の強さ
  - ← 組織要因: 目標達成圧力/不適切なインセンティブ制度
  - ← 背景要因: 縦社会的伝統/「世間」意識
- ・ 社会的規範意識の弱さ
  - ← 組織要因: 経営理念/研修・教育
  - ← 背景要因: 多元的価値社会/規範意識の弱体化
- ・ 独断専行
  - ← 組織要因: 法令遵守体制の不備/意思決定システムの不備
- ・ 悪意
  - ← 組織要因: 管理体制の不備
  - ← 背景要因: 個人的性格/教育

〔組織要因〕

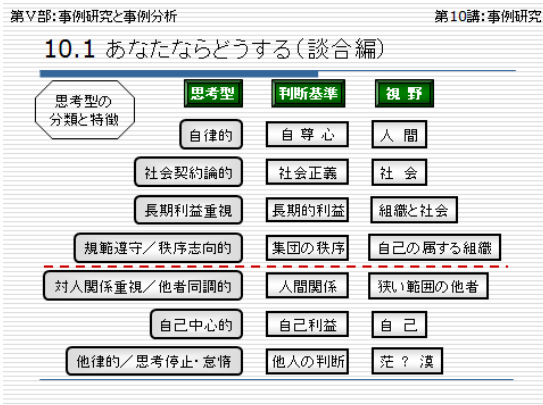
- ・不適切な経営理念  
←背景要因：政治状況／市民意識
- ・組織内民主主義の欠如  
←背景要因：社会の未成熟
- ・内部統制の欠如  
←背景要因：法の不備

〔背景要因〕

- ・政治的状況／経済的状況／社会的状況／自然環境

第10講：「談合」問題を例に、たんに談合の是非だけではなく、むしろ「なぜ」談合に加担するのか、あるいは加担しないのか、その理由を考え、さらにその理由を類型化することによって、組織性不祥事を引き起こす倫理的理由を解明する。

思考型の分類と特徴は以下のようにまとめられるが、この分析によれば、不祥事を引き起こす可能性があるのはもっぱら「対人関係重視／他者同調的」、「自己中心的」、「他律的／思考停止」型であることがわかる。



前講では組織要因の重要性を指摘したが、こうした倫理的理由の分析は、個人が真に内発的・自律的に「正しく」行為するために不可欠である。また、実際に受講者にも疑似体験をしてもらうために、ビデオ教材(室蘭工業大学制作「技術者の自律」)を使用して、通常の自分の思考型がどのようなものであるかを分析させる。

こうした考察を通じて明らかになるのは、正しい意思決定のためには、より広い視野への誘導が不可欠であること、またそのためには、社会の構成的規範(正義や公衆の福祉など)を理解しなければならないこと、これらの規範は、倫理綱領や行動規範などの組織の公開された規範に反映されていること、それゆえ、自己の利害関心はもとより、組織内の慣習や狭い人間関係を離れて、人間としての誇りに基づいた意思決定が必要であること、などである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

- ①新田孝彦、世界市民としての専門職業人—専門職倫理の綱領的理念、応用倫理、vol.1、1-14、2009、査読有

〔学会発表〕(計 2 件)

- ①Shunzo Majima, Unjust Conduct in a Just War: Does the Violations of Jus in Bello Negate the Overall Justice of War?, Annual International Studies Association Convention, 15. February 2009, New York: New York Marriott Hotel, USA.
- ②Masatoshi Kuriyama, The Japanese Media and Citizenship: Iraq Hostage-Bashing and the Media, CRESC Annual Conference 2008, 3. September 2008, Oxford: St. Hugo's College, UK.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

新田 孝彦 (NITTA TAKAHIKO)  
北海道大学・大学院文学研究科・教授  
研究者番号：00113598

(2) 研究分担者

蔵田 伸雄 (KURATA NOBUO)  
北海道大学・大学院文学研究科・准教授  
研究者番号：50303714

眞嶋 俊造 (MAJIMA SHUNZO)  
北海道大学・大学院文学研究科・准教授  
研究者番号：50447059

(3) 連携研究者

石原 孝二 (ISHIHARA KOJI)  
東京大学・大学院総合文化研究科・准教授  
研究者番号：30291991